

正誤表

三井住友海上火災保険株式会社

本冊子 P138 および P399 に、以下の記載誤りがありました。
深くお詫び申し上げます。

P138 掲載 （３５）特定精神障害補償特約 用語の説明欄
「特定精神障害」

正	誤
総務庁告示分類項目（注）中の分類コード F00 から F09 または F20 から F99 に該当する精神障害 （注）総務庁告示分類項目とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目をいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。	① 総務庁告示分類項目（注）中の分類コード F20 から F29 までに該当する精神障害 ② 総務庁告示分類項目（注）中の分類コード F30 から F38 までに該当する精神障害 （注）総務庁告示分類項目とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目をいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。

P399 掲載 （８８）精神障害補償特約（疾病による家事代行費用等補償特約用） 用語の説明欄「精神障害」

正	誤
総務庁告示分類項目（注）中の分類コード F00 から F09 または F20 から F99 に該当する精神障害 （注）総務庁告示分類項目とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目をいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。	① 総務庁告示分類項目（注）中の分類コード F20 から F29 に該当する精神障害 ② 総務庁告示分類項目（注）中の分類コード F30 から F38 に該当する精神障害 （注）総務庁告示分類項目とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目をいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。

ここにご案内申し上げますのでご確認いただき、大変お手数ですが、本冊子とともに保険契約の満期までご保管いただきますようお願い申し上げます。

正

（中略）

誤

（中略）

（３５）特定精神障害補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
と	特定精神障害	次の精神障害をいいます。 総務庁告示分類項目（注）中の分類コード F00 から F09 または F20 から F99 に該当する精神障害 （注）総務庁告示分類項目とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目をいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。

（３５）特定精神障害補償特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

	用語	説明
と	特定精神障害	次の精神障害をいいます。 ① 総務庁告示分類項目（注）中の分類コード F20 から F29 までに該当する精神障害 ② 総務庁告示分類項目（注）中の分類コード F30 から F38 までに該当する精神障害 （注）総務庁告示分類項目とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目をいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。

(88) 精神障害補償特約（疾病による家事代行費用等補償特約用）

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、普通保険約款「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

正		
	用語	説明
せ	精神障害	次に該当する精神障害をいいます。 総務庁告示分類項目（注）中の分類コードF00からF09またはF20からF99に該当する精神障害 （注）総務庁告示分類項目とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目をいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。

第1条（保険金を支払う場合）
この保険契約については、疾病による家事代行費用等補償特約第3条（保険金を支払わない場合）(3)①の規定にかかわらず、入院対象者の精神障害およびそれによって発病した疾病に対しても、疾病による家事代行費用等補償特約の規定に従い、保険金を支払います。
第2条（準用規定）
この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、疾病による家事代行費用等補償特約および普通保険約款の規定を準用します。

誤		
	用語	説明
せ	精神障害	次に該当する精神障害をいいます。 ① 総務庁告示分類項目（注）中の分類コードF20からF29に該当する精神障害 ② 総務庁告示分類項目（注）中の分類コードF30からF38に該当する精神障害 （注）総務庁告示分類項目とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目をいい、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によります。

第1条（保険金を支払う場合）
この保険契約については、疾病による家事代行費用等補償特約第3条（保険金を支払わない場合）(3)①の規定にかかわらず、入院対象者の精神障害およびそれによって発病した疾病に対しても、疾病による家事代行費用等補償特約の規定に従い、保険金を支払います。
第2条（準用規定）
この特約に規定のない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、疾病による家事代行費用等補償特約および普通保険約款の規定を準用します。